

特定非営利活動法人佃フットボールクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人佃フットボールクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座七丁目15番8号タウンハイツ銀座406号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツ文化の普及に関する事業を行い、生涯スポーツの振興及び子どもの健全育成を行い、もって、知縁の地域安全、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次のとおり、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 世代毎サッカーチーム運営事業
- (2) 総合型地域スポーツ教室開催事業
- (3) スポーツ交流事業
- (4) スポーツ施設運営及び調査研究事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- (3) その他会員 理事会で定めた会員

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退

会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事又は監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて召集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的な方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席にしたものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議事の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の

3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産開始手続の決定による解散を除く。）

したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 この事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	齋藤篤史
副理事長	田中孝昌
副理事長	大橋義則
理事	杉浦康紀
理事	中村剛
理事	近藤永之
理事	小野浩
理事	三澤加容子
監事	筑間博章

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 会員の種別に関わらず0円
 - (2) 年会費 正会員(個人・団体)0円
賛助会員(個人・団体)一口5,000円
 - (3) その他会員の会費 理事会において別に定める会費とする。

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 佃フットボールクラブ

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	サイウ アツシ	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事長
		齋藤 篤史		
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	タカ タマサ	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	副理事長
		田中 孝昌		
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	オハシ ヨシノリ	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	副理事長
		大橋 義則		
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	スギウラ コキ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	理事
		杉浦 康紀		
5	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ナカムラ ツヨシ	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事
		中村 剛		
6	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	コトノウ ノブユキ	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事
		近藤 永之		
7	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	オノ ヒロシ	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事
		小野 浩		
8	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ミヅリ カコ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	理事
		三澤 加容子		
9	理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	チクマ ヒロアキ	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	監事
		筑間 博章		
		以下、余白。		

令和 7 年度 事業計画書

特定非営利活動法人佃フットボールクラブ

1 事業実施の方針

令和7年度は、東京都中央区のグラウンド及び関東圏でのグラウンドを活動場所として事業を展開する。多世代参加型で安心・安全・健康的なスポーツひろばとして、地域の小中学生及びその家族を対象に多種目、多世代、多志向のグラスルーツとしてのスポーツ活動を行う。同時に世代毎のサッカーのチーム活動として練習、大会への参加を実施する。公認スポーツ施設管理士等の資格取得に努め、スポーツ施設の管理運営事業開始に向けた準備を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,720 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
世代毎サッカーチーム運営事業	地域の小学生、未就学児及びマザーズを対象にサッカーのチーム活動(練習及び大会への参加)を実施する。	毎週 土・日・ 祝日	練習： 中央区内 公共施設 大会： 中央区、 江東区、 文京区、 台東区、 他	20名	中央区・ 江東区の 小学生 及び未就 学児	240名/ 回(6学 年6チ ム+未 就学 児1チ ム、 マ ザ ー ズ チ ム =8チ ム)年 間 60回。 延べ 14,400 人	4,700
総合型地域スポーツ教室開催事業	地域の小中学生及びその家族を対象にスポーツ活動を実施する。	毎週 月曜日・ 水曜日	中央区 佃島小学 校・佃中 学校	20名	中央区・ 江東区 の小中 学生と その保 護者	50名/ 回(月 水2 回×28 週=56 回)。 延べ 2,800 名	820
スポーツ交流事業	近隣区のキッズ世代チームを招待した大会運営事業を実施する。	年1回開 催予定	佃島小学 校	30名	中央区・ 江東区 の未就 学児	150名	100

スポーツ施設 運営及び調査 研究事業	公認スポーツ施設管理士 及び公認スポーツ施設運 営士の資格取得への準備 活動を実施する。	通年	公益財団 法人日本 スポーツ 施設協会	3名	中央区民 等	準備段階 のため未 定	100
--------------------------	---	----	------------------------------	----	-----------	-------------------	-----

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和 8 年度 事業計画書

特定非営利活動法人佃フットボールクラブ

1 事業実施の方針

令和8年度は、東京都中央区のグラウンド及び関東圏でのグラウンドを活動場所として事業を展開する。多世代参加型で安心・安全・健康的なスポーツひろばとして、地域の小中学生及びその家族を対象に多種目、多世代、多志向のグラスルーツとしてのスポーツ活動を行う。同時に世代毎のサッカーのチーム活動として練習、大会への参加を実施する。公認スポーツ施設管理士等の資格取得に努め、スポーツ施設の管理運営事業開始に向けた準備を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,720 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
世代毎サッカーチーム運営事業	地域の小学生、未就学児及びマザーズを対象にサッカーのチーム活動(練習及び大会への参加)を実施する。	毎週 土・日・ 祝日	練習： 中央区内 公共施設 大会： 中央区、 江東区、 文京区、 台東区、 他	20名	中央区・ 江東区の 小学生 及び未就 学児	240名/ 回(6学 年6チーム +未就学 児1チーム、 マザーズチ ーム=8チ ーム)年間 60回。 延べ 14,400 人	4,700
総合型地域スポーツ教室開催事業	地域の小中学生及びその家族を対象にスポーツ活動を実施する。	毎週 月曜日・ 水曜日	中央区 佃島小学 校・佃中 学校	20名	中央区・ 江東区 の小中学生 とその保 護者	50名/ 回(月水2 回×28 週=56 回)。 延べ 2,800名	820
スポーツ交流事業	近隣区のキッズ世代チームを招待した大会運営事業を実施する。	年1回開 催予定	佃島小学 校	30名	中央区・ 江東区 の未就学 児	150名	100

スポーツ施設 運営及び調査 研究事業	公認スポーツ施設管理士 及び公認スポーツ施設運 営士の資格取得への準備 活動を実施する。	通年	公益財団 法人日本 スポーツ 施設協会	3名	中央区民 等	準備段階 のため未 定	100
--------------------------	---	----	------------------------------	----	-----------	-------------------	-----

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

事業期間：法人設立年月日 から 令和7年12月31日 まで

特定非営利活動法人佃フットボールクラブ

（単位：円）

	科 目	金 額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	0 0	0
2	受取寄附金		0
3	受取助成金等 受取補助金 中央区体育協会	300,000	300,000
4	事業収益 世代毎サッカーチーム運営事業 総合型地域スポーツ教室開催事業 スポーツ交流事業 スポーツ施設運営及び調査研究事業	5,100,000 0 0 0	6,100,000
5	その他の収益 受取利息	0	0
	経常収益計		6,400,000
(B)	経常費用		
1	事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 (システム管理財務兼務役員分) 法定福利費 福利厚生費	720,000	720,000
	(2) その他経費 審判指導者登録料 運営登録料 スポーツ少年団・大会参加 運営登録料 中央ブロック・自治体関連 保険料 選手・コーチ 備品費 練習ビブス等 消耗品費 コーチ審判服等 旅費交通費 コーチ 学年運営費 小学生1～6年、キッズ IT関連費 会費集金システム等 謝金 外部講師 賃借料 貸倉庫 支払手数料 私設練習場所利用料 資格取得費 公認施設管理士・公認施設運営士 雑費 予備費	900,000 350,000 150,000 300,000 600,000 300,000 150,000 1,100,000 400,000 200,000 180,000 200,000 100,000 70,000	5,000,000
	事業費計		5,720,000
2	管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
	(2) その他経費 地代家賃 本店事務所 顧問報酬 税理士等 顧問料等 業務委託料 デザイン関連	100,000 340,000 240,000	680,000
	管理費計		680,000
	経常費用計		6,400,000
	当期経常増減額 (A) - (B) ... ①		0
(C)	経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益		0
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②		0
	税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③		0
	法人税、住民税及び事業税 ... ④	70,000	
	設立時正味財産額 ... ⑤	1,370,000	
	次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		1,300,000

令和8年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

事業期間: 令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人佃フットボールクラブ

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
3 受取助成金等		300,000
受取補助金 中央区体育協会	300,000	
4 事業収益		6,100,000
世代毎サッカーチーム運営事業	6,100,000	
総合型地域スポーツ教室開催事業	0	
スポーツ交流事業	0	
スポーツ施設運営及び調査研究事業	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		6,400,000
(B) 経常費用		
1 事業費		720,000
(1) 人件費		
給料手当		
役員報酬 (システム管理財務兼務役員分)	720,000	
法定福利費		
福利厚生費		
(2) その他経費		5,000,000
審判指導者登録料	900,000	
運営登録料 スポーツ少年団・大会参加	350,000	
運営登録料 中央ブロック・自治体関連	150,000	
保険料 選手・コーチ	300,000	
備品費 練習ビブス等	600,000	
消耗品費 コーチ審判服等	300,000	
旅費交通費 コーチ	150,000	
学年運営費 小学生1～6年、キッズ	1,100,000	
IT関連費 会費集金システム等	400,000	
謝金 外部講師	200,000	
賃借料 貸倉庫	180,000	
支払手数料 私設練習場所利用料	200,000	
資格取得費 公認施設管理士・公認施設運営士	100,000	
雑費 予備費	70,000	
事業費計		5,720,000
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		680,000
地代家賃 本店事務所	100,000	
顧問報酬 税理士等 顧問料等	340,000	
業務委託料 デザイン関連	240,000	
管理費計		680,000
経常費用計		6,400,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①		0
(C) 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③		0
法人税、住民税及び事業税 ... ④	70,000	
前期繰越正味財産額 ... ⑤	1,300,000	
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		1,230,000

特定非営利活動法人佃フットボールクラブ 設立趣旨書

昭和63年4月の任意団体「佃サッカースポーツ少年団」（略称・佃FC）発足以降、本日に至るまで、ボランティア活動として、地域の少年少女の健全育成や多世代における健康寿命の伸延を主な目的として、保護者が管理運営および指導者を担当することで日々運営してまいりました。

昨今は、サッカー人気の高まりを受け、当団体の事業規模は拡大を続けております。具体的には、世代毎サッカーチーム運営事業において、佃FC所属選手数140名超（令和7年2月現在）及び関連チーム選手による日々の練習や毎年開催の各大会への参加を実施。総合型地域スポーツ教室開催事業（佃スポーツひろば）では毎週平日夜に地域の小中学生及びその家族を対象にしたスポーツ活動を実施。新規事業のスポーツ交流事業においては、近隣区のキッズ世代チームを招待した大会運営事業を実施予定。

今後は、より安定して継続的に各事業を実施していける体制を整えたく、各種契約上で不便な任意団体から法人設立へ移行することを有志にて発起いたしました。

また、様々な法人格の中から特定非営利活動法人を選択した理由は、次のとおりです。

- ① 当団体の事業内容が、広く多様な家庭環境で育つ少年少女の健やかな成長とその家族の健康増進を支え続けるためのボランティア活動を目的としており、営利を目的としないため。
- ② 法律に則った法人運営や情報公開を通じて、健全な法人運営を行い、更なる信用獲得につなげ、今後さらに各方面の協力者を増やし、より多くの人々に貢献することを目的とするため。

昨今のサッカーに親しむ少年少女を取り巻く社会経済情勢においては、公園等の公共の場でのボール遊びを禁止する地域が年々拡大しており、子どもらしく体を思い切り使って活発に遊び学べる場所が非常に限られ、減少してきているため、保護者は有料施設を利用したスポーツクラブ等の習い事に通わせることで我が子の心身の健全や自らの健康を保つことを期待している様子が伺えます。

しかしながら、各家庭の事情により、高額な料金や送迎等の問題から、スポーツクラブ等を断念し、子どもらしく運動できる場所や学びの機会を与えられず、保護者自らの健康も顧みないケースも散見されます。

これらの社会経済情勢においても、広く多くの少年少女の健全育成と、多世代における健康寿命の伸延に寄与すべく、特定非営利活動法人を設立し、今後、安定して継続的に安価で安心・安全なサッカー活動の場を提供し続けることを全うしたいと考えます。

<申請に至るまでの経過>

昭和63年（1998年）4月 任意団体「佃サッカースポーツ少年団」発足。

発足以降、本日に至るまで、日本サッカー協会、東京都サッカー協会、東京都少年サッカー連盟第8ブロック、東京都スポーツ少年団中央ブロック、中央区体育協会、中央区サッカー協会少年部、江東区少年サッカー連盟（賛助会員）への加盟、各大会への出場、コーチ研修等への参加を実施。

令和6年10月 特定非営利活動法人佃フットボールクラブの設立を有志で確認

令和7年2月 任意団体佃サッカースポーツ少年団の保護者説明会を開催

令和7年4月 特定非営利活動法人佃フットボールクラブの設立総会開催

令和 7年 4月 21日

設立代表者

氏名 齋藤 篤史

自署

